

出産・子育て応援交付金が「妊婦のための支援給付」制度へ移行します。

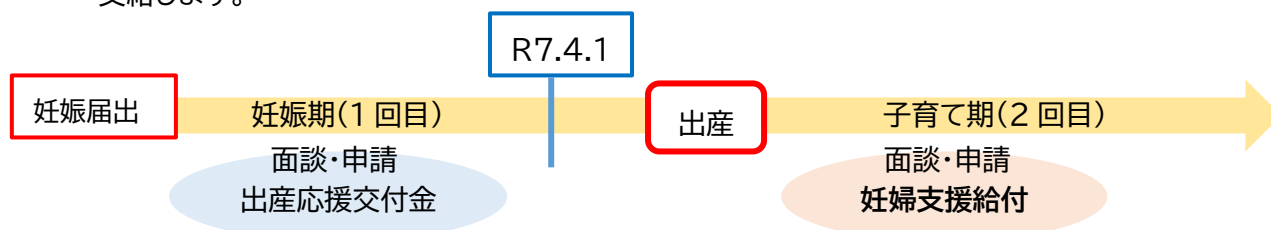
子ども・子育て支援法の改正で「妊婦のための支援給付」が創設され、令和7年4月1日より開始します。妊娠期から切れ目のない支援を行う観点から妊娠に着目した制度になり、これまでの「出産・子育て応援交付金」は令和7年3月末で終了します。

○変更点

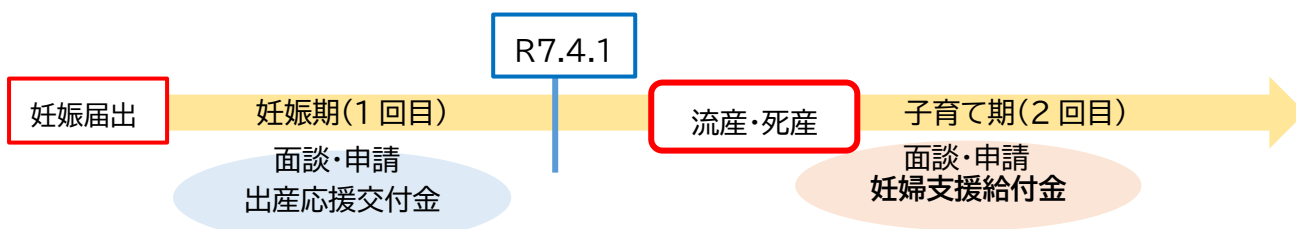
出産・子育て応援交付金(旧)	妊婦のための支援給付(新)
妊婦1人当たり50,000円支給 出産した子ども1人当たり50,000円支給	妊婦1人当たり50,000円支給 胎児1人当たり50,000円支給 ※流産・死産・人工妊娠中絶も対象になります
配偶者・代理人への支給は可	配偶者・代理人への支給は 不可

※人口妊娠中絶は医師による胎児心拍の確認があった方に限ります。

○令和7年4月1日以降に出産された方は2回目の支給を「妊婦のための支援給付」により支給します。



○令和7年4月1日以降に流産・死産した場合、2回目の支給を「妊婦のための支援給付」により支給します。



○令和7年4月1日前に出産した方は「出産・子育て応援交付金」により支給します。

